112

質問第一一二号平成十九年三月九日提出

ウチナーンチュの法的地位などに関する質問主意書

提出者

照

寛

屋

徳

ウチナーンチュの法的地位などに関する質問主意書

縄の近現代史は、 る機会を与えられてこなかった。「復帰」から、三十五年を迎える沖縄の現実は、 今年は、 一九七二年五月十五日、 常に日本の国策に翻弄され、 沖縄が 「日本復帰」してから、三十五年目の歴史的節目の年である。 ウチナーンチュ (沖縄人) は、 主体的に自らの 「復帰前」と本質的に変 運命を選択す 沖

事故も頻発し続け、 ウチナーンチュの人権は、 日本国憲法の下にあっても、 保障されていない。

膨大な米軍基地が県内各地に存在し続けていることから、

軍隊が駐留するが故の事件

わりはなく、特に、

家の名に値しない施策を執っている。ある識者は、 ている。一方で、 もいうべき、 安倍総理は 憲法改正国民投票法案を「今年五月三日の憲法記念日までに成立を図りたい」 「自分の自民党総裁任期中の六年以内に、 政府は、 法治国家として、 沖縄問題を解決する諸施策立案・ 沖縄問題に関する限り、 憲法改正を目指したい」と述べ、 政府の態度は、 展開の中で、 との意欲を示し 改憲手続き法と 法治国家ではな およそ、 法治国

以下、質問する。

「放置国家」、

あるいは「法恥国家」だという。誠に当を得た、言い得て妙なる、直言だと思う。

政府は、 ウチナーンチュ (沖縄人) は、 いつから法的に日本国民になったと考えているのか、 その法的

根拠、始期を示した上で、政府の見解を明らかにされたい。

な沖縄戦が終わり、 九七二年五月十五日の 「復帰」 の日まで、 沖縄は、 米国の軍事支配下に置か

で、 基本的人権も、 政治的自由も、 自治をも与えられていなかった。 米国の軍事支配下にあって、 ウチ

高等弁務官がウチナーンチュの生殺与奪の権限を有し、

日本とは異なる法体系の下

れていた。

その間、

ナーンチュは、 「琉球人」としての法的地位で扱われていた。 政府は、ウチナーンチュが、法的に日本人

と異なる「琉球人」として扱われるようになったその法的根拠、 始期を示した上で、 「琉球人」 の法的地

位に関する政府の見解を明らかにされたい。

 \equiv 安倍総理は、 「自民党総裁としての自分の任期は三年で、 二期までしか務められない。 自分の任期中に

憲法改正を目指したい」、 また、 「戦後六十年がたって、 憲法に時代にそぐわない条文があるの も事 実

と述べている。 政府は、 日本国憲法が沖縄に適用されて六十年が経過したとも考えているのか、 日本国憲

法の下に「復帰」を希求した沖縄の現状に照らし、 その認識を示した上で、政府の見解を明らかにされた

61

匹 安倍総理は、 「戦後六十年がたった」などと述べているが、 沖縄にとって、 去った戦争は、 いつ終結

定義 ζ , な つから 0 か、 その認識 「戦後」 は始まったのか、 の根拠を示した上で、 又 政府 沖縄と日本 の見解を明らかにされたい。 (他の都道府県) の 「戦後」 とは、 同一 0) 概念

五 な 軍 に平和的 改悪には反対であり、 文で明定する平和的生存権 のは、 見解を明らか 事支配下にあった。 悲惨 な沖縄 生存権 憲法改正ではなく、 戦の終結から、 にされ が保障されていると考えているのか、 特に、 たい。 「復帰」から今日までも、 は、 憲法の理念を活かし、 憲法第九条を変えてはならないと考えるものである。 九七二年五月十五日の 41 かなる法的効力を有する権利と考えているのか、 沖縄は わが国が平和国家として歩むことである。 沖縄 「復帰」 「反憲法」 の現状に照らし、 の 日まで、 的な日常を強いられている。今、 沖縄は その認識を示した上で、 「無憲法」下で、 政府は、 また、 ウチナーンチュ 日本国 私は、 米国 憲法前 政府 大事 憲法 0

六 前 所信表明演説の内容と、一言半句も違いがなかった。 進させようという熱意が全く感じられないと、 安倍総理 の今通常 国会施 政 方針演説における沖縄問題に取り組む姿勢は、 多くの県民は落胆している。 安倍総理には、 沖縄 の諸問題解決に向けて、 昨年九月の臨時国会における 政府の沖縄の諸問 I 題解決 事態を

0

向けての方針と具体的施策を示した上で、

政府の基本的態度を明らかにされたい。

三